

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年10月8日認可した。

平成21年10月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田渡池地区
高松市屋島仲池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）丸山農道地区